HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	COEスタッフセミナーレポート
Author(s)	会沢, 恒
Citation	知的財産法政策学研究, 10, 263-263
Issue Date	2006-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43466
Type	other
File Information	10_263.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

COE スタッフセミナーレポート

会　沢　　恒
（北海道大学大学院法学研究科助教授）

2005年８月29-30日に、オーストラリア・クイーンズランド大学の Kamal Puri 教授を迎え、COE国際セミナーが開催された。

第１部「伝統的知識と文化的表現の保護に関する既存の政治と法」においては、（知的財産法を含む）西洋型の法システム（特に個人主義と商品経済）がしばしば先住民等の伝統的な（法）観念と齟齬をきたし、このため伝統的知識等を法的に十分に保護できていないことが指摘された。このことから独自の保護立法の必要性が指摘され、Puri 教授自身が南太平洋諸国等に対して提唱している立法案について言及された。質疑応答においては特に、アイヌの置かれている政治的・社会的・文化的状況について、盛んに情報交換がなされた。

第２部「職務著作の権利者」においては、各国の従来の職務著作法が一貫していないことが指摘された上で、分割保有、即ち雇用者がその主要なビジネス目的に必要な限りで職務著作物における権益を確保する一方で、残余の権益は直接の著作者たる労働者に帰属させるべきとの立法論が提示された。

第３部「デジタル著作権論争」においては、ＩＴの発達によって従来型の著作権法の体系が動揺していることが示された。

我が国では議論・情報の少ない分野を含め、Puri 教授独自の見解が披露され、興味深い研究会であった。